

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道夕張郡栗山町

2 構造改革特別区域の名称

栗山町お出かけセダン特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道夕張郡栗山町の全域

4 構造改革特別区域の特性

栗山町は、北海道の中央部空知支庁管内の南部に位置し、国蝶オオムラサキの飛び交う自然豊かなところであり、福祉のまちとして、施設だけではなく高齢化社会に向けた人材を育てる観点から北海道内では、初めての町立の「北海道介護福祉学校」を昭和62年に開校している。また、駅前商店街の空き店舗対策・集客の向上を目指し、商工会議所と連携し「商工振興事務所」を設立した。産業基盤である農業では、農協・土地改良区・役場職員により「農業振興事務所」を設立し、将来の栗山を見据えた農業の担い手の育成、農地の円滑な流動などを行い、スローフード・地産地消に取り組んでいる町である。

栗山町は、東西17.5キロ南北25.1キロ総面積203.84平方キロメートルの面積であり、道都札幌市や国際空港である千歳市から50分程、港湾のある苫小牧市にも隣接し、道北や道東へのアクセスする国道が交差する交通の要所でもある。

しかし、炭鉱地として大正15年に夕張鉄道が栗山～夕張間開通したが、昭和45年に角田炭鉱閉山に伴い、翌年には夕張鉄道栗山～夕張間の旅客列車廃止となり、現在はJR北海道が岩見沢市～栗山町～苫小牧間を1日8往復運行しているのみである。またバスの運行についても、民間バス会社2社が、岩見沢市～栗山町間を1日21往復、札幌市～栗山町間を1日9往復運行している状況である。

また、町内の循環バスも主に主要施設を中心に運行させているが、町内全域を全てカバーできる状況にないため、町民の多くは移動手段を自家用自動車に

頼っている。

栗山町の人口は14,493人(平成17年10月31日現在)で、このうち65歳以上の高齢者は4,109人(平成17年10月31日現在)おり、高齢化率は28.3%と約4人に1人以上は高齢者となり、北海道平均20.5%を大きく上回り、独居高齢者が912名、高齢者夫婦世帯が751世帯と高齢者人口の58.7%にあたる2,414名が高齢者のみ世帯となっている。加えて身体障がい者802名、知的障がい者69名、精神障がい者213名の移動制約者が生活している。高齢者人口、障がい者人口ともに増加を続けており、移動に制約を受ける方が多数在籍しているため、そうした移動制約者に対する支援対策の整備が急務である。

(1) 移動制約者の状況

介護保険サービス利用者

栗山町の要介護(要支援)者は、平成17年9月30日(平成17年10月月報数値)で674人、このうち365人(54.1%)が居宅介護サービスを利用している。

要介護(要支援)者への通院等の外出支援は在宅生活を支える上で重要な役割を果たしており、このうち常時車椅子やストレッチャーを必要とするものについては、リフトや回転シートなどの福祉車両での輸送であるが、身体機能の低下が軽度な認知症高齢者や、杖や歩行介助での移動可能な軽度の移動制約者については、全員が福祉車両を必要としていない。

栗山町においては、居宅サービス受けている方の要介護(要支援)者及び要介護1から要介護2など軽度の移動制約者が多く、サービス利用者の82.5%を占める要支援、要介護1及び要介護2の方については全員が福祉車両を必要とする状況ではない。

要介護(要支援を含む)認定者数(平成17年10月月報)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	79	206	115	82	91	83	656
第2号被保険者	2	7	3	3	0	3	18
計	81	213	118	85	91	86	674

高齢者人口	4,109人	認定者数/高齢者人口	16.4%
-------	--------	------------	-------

居宅介護（居宅支援）サービス受給者数（平成17年10月月報）

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	55	170	66	34	20	9	354
第2号被保険者	2	5	3	1	0	0	11
総数	57	175	69	35	20	9	365

身体障がい者 居宅介護

身体障がい者手帳の交付を受けている方は802名であり、このうち移動に制約を受ける肢体不自由障がい者は501人、視覚障がい者61人を数える。1級の肢体不自由障がい者については福祉車両を必要とする方が多いが多数を占める2級以下の方及び視覚障がい者についてはセダン型等の一般車両による対応が充分可能である。

身体障がい者手帳交付状況（平成17年10月31日現在）単位：人

	肢体不自由	視覚	聴覚	内部疾患	音声言語	計
1級	101	14	3	114	0	232
2級	94	25	9	1	1	130
3級	77	3	9	25	3	117
4級	131	6	10	25	1	173
5級	57	5	1	0	0	63
6級	41	8	38	0	0	87
計	501	61	70	165	5	802

知的障がい者

社会福祉法人が、知的障がい者入所更生施設のほか寮通勤、グループホーム、生活寮などの居住施設と通所更生施設や通所授産施設を擁し、知的障がい者の自立訓練や就労体験を通じ、施設入所から地域での生活へ移行する取り組みを実施している。

知的障がい者ホームヘルプサービスを利用できるグループホーム、生活寮、在宅の知的障がい者は69名を数える。現在、支援費による移動介助は1名グループホームから通所授産施設への送迎を受けているのは8名の利用となっているが、知的障がい者は交通法規の理解、安全確認などが的確にできない方が多く、介護者や環境が変わることによってパニックに陥る方も多い。そのため、肢体不自由者との重複が無い知的障がい者、特に中度以上の方に係る通院や余暇活動への移動介助は、気心の知れたホームヘルパーの運転するセダン型等車両による輸送サービスが必要になる。

居住区分別知的障がい者数（平成17年10月31日現在） 単位：人

区 分	施設数	障がい者区分別入居者数			
		軽 度	中 度	重 度	計
入所更生施設	22	0	6	25	31
通勤寮	0	0	0	0	0
グループホーム	19	0	12	16	28
生活寮	0	0	0	0	0
在宅	8	10			10
合 計	49	0	18	51	69

精神障がい者

精神障がい者通院医療費公費負担患者票の交付を受けている方は、平成17年10月31日現在で213名である。引きこもり傾向にある方は、心を許した介護者と一緒に初めて外に出ることが可能となったり、不安感の強い方は、環境の変化に対応できず公共交通機関の利用ができないなど障がいの内容とその対応は多様である。移動介助に福祉車両を必要としないが、セダン型等の車両を利用したヘルパーの支援により通院や公共施設の利用を増やすことが必要である。

（2）公共交通機関の状況

路線バス

㈱中央バスが主要道路中心に、岩見沢市～栗山町間を1日21往復運行しており、ほぼ1時間に2便の運行となっている。また、都市間高速バスとして札幌市～栗山町間を1日9往復運行しており、ほぼ1時間に1便の運行となっている。

㈱夕鉄バスが、夕張市～栗山町～札幌市間を1日8往復運行しており、ほぼ1時間に1便の運行である。

町営バスが6路線12往復循環運行しているが、通学・通勤時の運行となっているため、生活の足として十分な状況にない。なお、町営バスでは高齢者や移動制約者のための「ノンステップバス（低床車）」を2台導入して、運行を行っているが、農村部については路線から停留所まで遠く離れている方が多数おり、利用者にとって十分な利便を確保できていない状況にある。

鉄道

J R北海道が、岩見沢市～栗山町～苫小牧間を1日8往復運行している。栗山町の駅は1箇所しかなく、その利用者は隣接町から栗山高校への通学生徒、又隣接町への通学生徒が中心で、一般住民の生活の足としての利用は少ない。

ハイヤー事業者

町内には、(株)栗山ハイヤーと(株)丸幸ハイヤーがあり、バス・鉄道等の公共交通機関は便数や車両の問題があり、移動制約者には対応できないためハイヤーは重要な交通手段の一つとなっている。また、介護タクシー等福祉車両によるサービスを(株)栗山ハイヤーが行っている。

町としても、重度の障がい(身体障がい者であって、障がい程度が1級又は2級である下肢、体幹機能及び視覚障がい児・知的障がい児福祉法に基づき重度と判定された知的障がい児・児童福祉法に基づき重度と判定された知的障がい児)がある方が、日常生活等において町内のタクシー会社を利用する場合、初乗り基本料金(初乗り)の助成が受けられる「栗山町福祉ハイヤー利用料金助成」事業を実施しているが、利用者が限定されていることから、町内全域の移動制約者全ての需要をカバーできる状況でない。

栗山町内ハイヤー事業者の状況(平成17年10月31日現在)

会社名	車両所有台数	うち福祉車両台数
(株)栗山ハイヤー	8台(大型1)	1台
(株)丸幸ハイヤー	9台(大型1)	0台

(3) 自家用車の状況

栗山町の自家用車(乗用車・軽自動車)保有の状況は、平成17年3月31日現在で10,107台であり、車両一台当りの人口は0.7人、世帯としては1.66台である。世帯が増加するとともに自家用自動車の保有も年々増加しており、バス・鉄道の利用が衰退し、住民の足として無くてはならないものとなっている。

しかし、自動車を所有していない移動制約者や運転免許を持っていない者、移動を援助する家族が身近に居ない者などは、タクシーや介護サービス等に頼らなければならず、今後も独居や夫婦のみの高齢者及び障がい者等の移動

制約者が増加する傾向であることを踏まえると、移送サービス等の充実が求められる。

栗山町の人口と自家用車の保有状況（各年度は3月末現在の数値）

年 度	人 口	世 帯 数	乗用・軽自	1世帯あたり
平成11年度	15,203人	6,005人	9,887台	1.646台
平成12年度	15,101人	6,032人	9,970台	1.653台
平成13年度	14,951人	6,056人	10,047台	1.659台
平成14年度	14,806人	6,044人	10,041台	1.661台
平成15年度	14,591人	6,019人	10,063台	1.672台
平成16年度	14,525人	6,087人	10,107台	1.660台

大型特殊・特殊車・二輪車は除く

（4）福祉輸送の状況

介護保険制度施行後、昨年にはケア移送サービスの1事業所が参入をしたが、福祉車両による輸送のため対象者が限定される。

5 構造改革特別区域計画の意義

町内及び近隣町村間の移動手段として、路線バスが運行されているものの便数が少ないことや乗降場所が道道に限られていること、タクシー事業者における増車等も厳しい経営環境のもとでは困難な状況にあることから、利用者にとって移動手段は十分な利便を確保しているとはいえず、自家用車による移動が中心となっており、移動制約者についても家族による輸送に頼っている状況にある。

しかし、栗山町の主要産業である農業は、大半が家族で経営しており、介護者も重要な担い手であり、移動制約者の移動支援を自由に行うのは困難な状況にある。

また、人口が減少していく過疎地のため、新たな民間事業所による福祉輸送サービスの参入は見込めず福祉関係者が主体となって福祉輸送サービスを支えていかなければならない。

この特例を活用することで、社会福祉法人やボランティア団体による輸送体制の整備・拡充を図ることにより、本町における福祉移送のサービスの充実・地域全体の活性化につながることを期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置の適用によって移動制約者の移動手段を拡大し、円滑に移送サービスを実施することで、高齢者や障がい者の自立と社会参加の促進を図るとともに家族の介護負担を軽減する。また、既存の社会福祉法人のみならずNPO法人やボランティア団体の活動の活性化を促す。

これにより、当町の指針となる第3次発展計画の基本目標である「あんしんを創るまち（保健福祉）、ひろがりを創るまち（地域基盤）」の実現を目指すことを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

この事業を行うことにより、移動制約者の通院等の輸送サービスをより一層充実させることができ、専門性の高い札幌市・岩見沢市の病院への通院により、十分な医療・福祉サービスを受けることが見込まれる。また、家族の介護負担の軽減により、主要産業である農業も担い手の充実が図られる。

また、高齢者・障がい者の移動制約者の活動範囲が拡大され、社会参加・地域の交流が増えることが考えられ、住み慣れた地域で安心した生活をする事ができ、地域の経済発展に寄与するものと期待される。

8 特定事業の名称

1206（1216）NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

（1）外出支援サービス事業

- ・実施主体～栗山町（栗山町社会福祉協議会に委託）
- ・対象者～65歳以上の在宅高齢者で単身者又はそれに準ずる世帯及び障がい者世帯で、外出が困難な方。
- ・内容～居宅から在宅福祉サービス又は介護予防生活支援事業を実施する施設及び医療機関までの移送等。

- ・利用料 ~ 自家用車 100円
 リフト付バス(車椅子用) 300円
- ・車 両 ~ 町公用車使用(自家用車・リフト付バス)
- ・平成16年度利用者~ 28人 延べ139回利用

(2) 町営バス高齢者乗車証交付事業

- ・対象者 ~ 70歳以上の高齢者
- ・内 容 ~ 乗車証の提示により町営バス乗車料金一律にする
- ・利用料 ~ 100円(利用回数の制限なし)
- ・その他 ~ 一部ノンステップバス(低床車)を使用

(3) 栗山町福祉ハイヤー利用料金助成

- ・対象者 ~ 重度の障がい(身体障がい者であって、障がい程度が1級又は2級である下肢、体幹機能及び視覚障がい児・知的障がい児福祉法に基づき重度と判定された知的障がい児・児童福祉法に基づき重度と判定された知的障がい児)
- ・内 容 ~ 町内のタクシー会社を利用する場合、初乗り基本料金(36枚交付)の助成
- ・利用料 ~ 利用1回当たり初乗り料金を助成(超えた場合は自己負担。)
- ・車 両 ~ ハイヤー事業所の車両
- ・平成16年度利用者~ 101人 延べ利用回数2,738回利用

別 紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

1 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、構造改革特別区域で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業の実施主体

栗山町内で活動を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が栗山町

(3) 事業により実現される行為

(1)の事業実施主体がセダン型等の車両を用いて、要介護・要支援者認定を受けている者や身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者などのうち単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、事前に運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償での輸送サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 必要性等

平成16年度から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア輸送では、車両が福祉車両に限定されている。しかし輸送実施事業者の福祉車両の導入が軽度の移動制約者の増加に対応しきれず、車椅子等を使用しない移動制約者に対する移送サービスは十分に提供出来ていない現状にある。そこで使用車両をNPO等が所有するセダン型車両にまで運用の拡大を図ることにより、高齢者や障がい者の通院や社会参加が促進されるよう改善する。

(2) 栗山町福祉有償運送等運営協議会の設置

福祉有償運送事業の円滑な実施のために、関係機関による栗山町福祉有償運送等運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。運営協議会の事務局は栗山町介護福祉課に置く。

運営協議会の構成等

運営協議会は、栗山町が主宰し、構成員は次のものとする。

栗山町長又は町長が指名する職員

北海道運輸局札幌運輸支局長又はその指名する職員

栗山町社会福祉協議会会長又はその指名する職員

地域交通機関代表

地域福祉関係者

苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は、必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

(3) 運送主体

栗山町内で活動する社会福祉法人、NPO法人（保健、医療又は福祉の増進を図ること主たる目的として活動を行うものに限る。）医療法人及び公益法人で、次の要件を満たし、運営協議会の協議を得て道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

運送の対象

運送の対象者は、下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた者及びその介護者とする。

介護保険法（平成9年法律第123号）第7条3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」

身体障害者福祉法（昭和24年法律第238号）第4条にいう「身体障がい者」

その他肢体不自由、内部障害、（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障がい、知的障がい等により独立した移動が困難なため、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護・要支援認定等の対象者となる証明書類の写し、その他の必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

苦情の処理

運送主体では、利用者の苦情処理について会員登録時に説明し対応する。

（4）使用車両

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けた車両であることを表示するものとする。

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

運送主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。

当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。

利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

(5) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合、これによらないことができる。

申請日前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと。

北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること。

社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること。

移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運営主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者であること。

その他移動制約者の輸送の安全確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

(6) 損害賠償措置

運送に使用する車両の全ては、対人無制限及び対物500万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。

(7) 管理運営体制

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。

上限については、一般乗用旅客自動車運送事業の概ね1/2とする。

(8) 運送の対価

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制、その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

運営主体が道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。